

資金決済法の改正に伴う メイクマン商品券利用者への情報提供について

2022年6月20日
株式会社メイクマン

2021年(令和3年)5月1日の資金決済法改正に伴い、利用者の保護に関する措置について、下記の通りお知らせいたします。

1. 資金決済法 14 条 1 項の規定の趣旨

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することより資産保全することが義務づけられております。

2. 資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

3. 発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別

当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

- ・金銭による供託

4. 発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた事により発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針

当社が発行する商品券の紛失・盗難等により、利用者に生じた損失について、当社はその責を負わないものとします。管理には十分ご注意ください。

以上